

## 住宅宿泊事業者の届出 添付書類一覧

注1) 添付書類は、日本語又は英語で記載されたもの（英語の場合、日本語による翻訳文を添付） \*その他の言語で記載された添付書類も日本語による翻訳文を添付すれば可

注2) 官公署（外国政府、国際機関等含む）が証明する書類は、届出日前3月以内に発行された原本を提出 注3) 点線以下は場合により必要な書類、実線より下は県規則で定める添付書類

届出者が法人である場合	届出者が個人である場合
<p>① 定款又は寄付行為 ② 登記事項証明書</p> <p>③ 役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書 *外国籍の役員においては、外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類等を提出</p> <p>④ 住宅の登記事項証明書</p> <p>⑤ 次のことが明示された住宅の図面 *手書きの図面も可、(ハ)はガイドラインで追加  (ア) 台所、浴室、便所及び洗面設備の位置 (イ) 住宅の間取り及び出入口 (ウ) 各階の別  (エ) 居室（法第5条に規定する居室）、宿泊室（宿泊者の就寝の用に供する室）、宿泊者の使用に供する部分（宿泊室を除く）のそれぞれの床面積 (オ) 非常用照明器具の位置その他安全の措置の内容等</p> <p>⑥ 法第4条第2号から第4号まで（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、住宅宿泊事業の命令違反により事業の廃止命令を受けた日から3年を経過しない者（法人の場合、当該命令の日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該命令の日から3年を経過しない者を含む）、禁固以上の刑に処せられ、又は本法若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者）、第7号（法人でその役員のうちに第1号（心身の故障により住宅宿泊事業を的確に遂行することができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの（精神の機能の障害により住宅宿泊事業を的確に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者））から第5号（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）までのいずれかに該当する者があるもの）及び第8号（第5号の暴力団員等がその事業活動を支配する者）のいずれにも該当しないことを誓約する書面【ガイドラインの様式A】</p>	<p>① 届出者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書 *外国籍の届出者においては、外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類等を提出</p> <p>② 住宅の登記事項証明書</p> <p>③ 次のことが明示された住宅の図面 *手書きの図面も可、(ハ)はガイドラインで追加  (ア) 台所、浴室、便所及び洗面設備の位置 (イ) 住宅の間取り及び出入口 (ウ) 各階の別  (エ) 居室（法第5条に規定する居室）、宿泊室（宿泊者の就寝の用に供する室）、宿泊者の使用に供する部分（宿泊室を除く）のそれぞれの床面積 (オ) 非常用照明器具の位置その他安全の措置の内容等</p> <p>④ 法第4条第1号から第6号まで及び第8号（心身の故障により住宅宿泊事業を的確に遂行することができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの（精神の機能の障害により住宅宿泊事業を的確に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、住宅宿泊事業の命令違反により事業の廃止命令を受けた日から3年を経過しない者、禁固以上の刑に処せられ又は本法若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられその執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人の場合はその役員を含む）が前5号のいずれかに該当するもの、第5号の暴力団員等がその事業活動を支配する者）のいずれにも該当しないことを誓約する書面【ガイドラインの様式B】</p>
<p>⑦ 住宅が入居者の募集が行われている家屋に該当する場合、入居者の募集の広告その他の当該住宅において入居者の募集が行われていることを証する書類【募集広告の写し、情報サイトの掲載情報の写し等】</p> <p>⑧ 住宅が随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋に該当する場合、随時（少なくとも年1回以上）所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されていることを証する書類【届出住宅周辺で日用品を購入したレシート、届出住宅と自宅間の公共交通機関の往復の領収書の写し等】</p> <p>⑨ 届出者が賃借人である場合、賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾したことを証する書面</p> <p>⑩ 届出者が転借人である場合、賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした転借物の転貸を承諾したことを証する書面</p> <p>⑪ 住宅がある建物が二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律第2条第2項に規定する区分所有者）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（同法第2条第3項に規定する専有部分）のある場合、専有部分の用途に関する規約の写し</p> <p>⑫ 届出者が住宅に係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者に委託する場合、法第34条の規定により交付された書面の写し【住宅宿泊管理業者から住宅宿泊事業者に交付された書面】</p>	<p>⑤ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が法人である場合、その法定代理人の登記事項証明書  *外国法人においては、外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類等を提出</p> <p>⑥ 住宅が入居者の募集が行われている家屋に該当する場合、入居者の募集の広告その他の当該住宅において入居者の募集が行われていることを証する書類【募集広告の写し、情報サイトの掲載情報の写し等】</p> <p>⑦ 住宅が随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋に該当する場合、随時（少なくとも年1回以上）所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されていることを証する書類【届出住宅周辺で日用品を購入したレシート、届出住宅と自宅間の公共交通機関の往復の領収書の写し等】</p> <p>⑧ 届出者が賃借人である場合、賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾したことを証する書面</p> <p>⑨ 届出者が転借人である場合、賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした転借物の転貸を承諾したことを証する書面</p> <p>⑩ 住宅がある建物が二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律第2条第2項に規定する区分所有者）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（同法第2条第3項に規定する専有部分）のある場合、専有部分の用途に関する規約の写し</p> <p>⑪ 届出者が住宅に係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者に委託する場合、法第34条の規定により交付された書面の写し【住宅宿泊管理業者から住宅宿泊事業者に交付された書面】</p> <p>⑫ 住基ネットで届出者（個人）の存在を確認できない場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面  *外国籍の届出者で抄本が提出不可の場合、住民基本台帳法第30条の45の国籍等の記載のあるもの</p>
<p>① 周辺住民への説明会の開催内容等を記載した報告書（県規則様式第1号） *周辺住民：届出住宅の所在地の自治会に所属する住民（分譲マンションにあつては当該マンションの住民）</p> <p>② 住宅宿泊事業に関する調書（県規則様式第2号） ③ 届出住宅の敷地の周囲300メートル以内の区域の現況を明らかにした図面</p> <p>④ 消防法令適合通知書の写し（届出住宅が消防法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合することを証する書面の写し）</p> <p>⑤ 周辺住民への説明会を開催する前に、説明会の開催日時・場所、県規則第6条各号に規定する事項を記載し、配布した書面の写し</p> <p>⑥ 周辺住民への説明会において配布した書面の写し</p> <p>⑦ 分譲マンションにおいては、ア（禁止しない旨の）規約の写し【国規則第4条第4項第1号ル】に加え、イ 管理組合の同意書、ウ（規約に定めがない場合、）管理組合が住宅宿泊事業の実施を禁止する意思がないことを証する書面（管理組合の集会（総会）における住宅宿泊事業を禁止しない旨の決議を証する議事録の写し等）【国規則第4条第4項第1号ヲと同様の書面】  *規約に禁止しない旨の規定がある場合にも管理組合の同意書が必要</p>	